

令和8年度 川崎市職員(大学卒程度・資格免許職)採用試験 —民間企業等職務経験者(公務員経験を含む)【秋試験】— 受験案内

《大学卒程度》行政事務・社会福祉・心理・学校事務・土木・電気
機械・造園・建築・化学
《資格免許職》薬剤師・保健師

川崎市人事委員会

★本試験の特徴・昨年度からの変更点等★

- ①試験区分に「造園」「化学」を追加
- ②「行政事務」について**年齢区分を変更**。また、**役職者採用**(主任、係長級、課長補佐)を導入
※26～34歳の方はヤングキャリア採用試験を受験してください。
- ③教養試験の出題内容変更(自然に関する一般知識の出題がなくなります。)
- ④育児・介護休業期間については、同一企業に復職した場合に限り職務経歴に算入可能
- ⑤民間企業等職務経験者【夏試験】、氷河期世代を対象とした採用試験との**併願不可**
- ⑥**社会福祉職、心理職**の第1次試験を筆記試験から**グループワーク試験へ変更**

《主な日程》※日程は予定のため、変更する可能性があります。

申込受付期間	7月15日(水) 午前9時～8月17日(月) 午後5時(受信有効)
申込方法	電子申請のみ
受験票等発行	10月5日(月)
第1次試験日	令和8年10月17日(土)(社会福祉、心理) 令和8年10月18日(日)(社会福祉、心理以外) ※行政事務・学校事務区分では、教養試験で一定の成績以上の方を対象に面談試験を第1次試験として実施します。(面談対象者の発表は10月29日(木)午前10時頃、面談試験日は11月8日(日))
第1次合格発表日	10月29日(木) 午前10時頃(行政事務、学校事務以外) 11月19日(木) 午前10時頃(行政事務、学校事務)
第2次試験日	11月28日(土)、29日(日)のうち指定する1日
第3次試験日 ※行政事務(B～D区分のみ)	令和9年1月9日(土)、10日(日)のうち指定する1日
最終合格発表日	12月17日(木) 午前10時頃(行政事務B～D区分以外) 令和9年1月21日(木) 午前10時頃(行政事務(B～D区分))
採用予定日	令和9年4月1日

※採用予定日は、欠員状況により、記載の採用予定日より前となる場合があります。

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 X(旧 Twitter) <@kawasaki_saiyou> https://x.com/kawasaki_saiyou



※災害等により試験日程等を変更する場合は、川崎市人事委員会 X(旧 Twitter)でお知らせします。

※川崎市職員採用試験は、皆さまの申込によって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込をした人は、必ず受験するようお願いいたします。

1 試験区分・職務概要・採用予定人員

試験区分		主な職務概要	採用予定 人 員
大 学 卒 程 度	行政事務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口業務などの行政事務に従事します。	P3 参照
	社会福祉	主に、区役所地域みまもり支援センター、児童相談所、総合リハビリテーション推進センター等で、高齢者・障害者・児童等の相談・指導・調査、生活保護の実施、福祉に関する計画等の策定、福祉施策の企画・立案など社会福祉の専門業務に従事します。	10 名程度
	心理	主に、児童相談所、総合リハビリテーション推進センター、区役所地域みまもり支援センター等で、相談支援、心理検査、心理判定、地域の子どもに関する心理的支援など心理の専門業務に従事します。	若干名
	学校事務	市立小学校・中学校・特別支援学校等で、庶務、財務、文書管理などの学校事務業務に従事します。	若干名
	土木	主に、建設緑政局、区役所道路公園センター、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、道路、橋梁、河川、上下水道、港湾などの土木工事の計画、設計積算、施工監理、測量や、都市計画・都市交通計画の策定、拠点地区整備事業の実施、開発行為の審査指導など、土木の専門業務に従事します。	30 名程度
	電気	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の電気設備の設計、工事、維持管理など、電気の専門業務に従事します。	20 名程度
	機械	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の機械設備の設計、工事、維持管理など、機械の専門業務に従事します。	20 名程度
	造園	主に、建設緑政局、区役所道路公園センター等で、公園、緑地、特別緑地保全地区などの維持管理、調査計画、設計積算、施工管理や都市計画の策定、開発行為の審査指導及び協働型事業の推進など、造園の専門業務に従事します。	若干名
	建築	主に、まちづくり局等で、市街地再開発・区画整理事業の調査計画、都市計画・都市交通計画の策定、防災まちづくりや住宅施策の推進、拠点地区等の景観形成・誘導、公共施設(庁舎、市営住宅、学校、病院、福祉施設など)の建築工事の設計・工事監理、建築物の許認可・審査など、建築の専門業務に従事します。	10 名程度
	化学	主に、環境局、上下水道局等で、大気汚染や水質汚濁防止などの公害対策、環境保全のための許認可・指導・調査研究、地球温暖化対策などの環境施策の企画実施、上下水処理等の水質管理・水質検査・水質指導、水処理技術の調査研究など、化学の専門業務に従事します。	若干名
薬剤師		主に、区役所地域みまもり支援センター、健康福祉局等での食品・環境・医事薬事の衛生監視指導・普及啓発、感染症対策、食品や水の微生物・理化学検査業務や、市立病院での調剤・服薬指導など薬剤師の専門業務に従事します。	若干名
保健師		主に、区役所地域みまもり支援センター等で、担当地区における健康な地域づくりに向けた活動の支援や、母子・高齢者・障害者等の保健福祉に関する相談支援、感染症対策など、保健師の専門業務に従事します。	若干名

- (注) 1 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 2 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。
- 3 令和8年度川崎市職員(大学卒程度)採用試験-民間企業等職務経験者【夏試験】-、令和8年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験に申し込んだ方は、今回実施する令和8年度川崎市職員(大学卒程度・資格免許職)採用試験-民間企業等職務経験者【秋試験】-に申し込むことはできません。
- 4 職種をまたいだ併願はできません。行政事務のみ各役職での併願を認めます。(P3 参照)
また、申込後の試験区分の変更は認めません。

「行政事務」において選択可能な試験区分(職位別)

試験区分		各役職に求める能力	採用予定 人 員
行政事務	A 区 分 (職 員)	全体の奉仕者として、責任感を持って、意欲的に業務に取り組むことができる。	15 名程度
	B 区 分 (主 任)	事業の中心となり課題を的確に把握し業務改善に取り組んだ経験や後輩・新任の支援、指導育成等の経験を有している。	若干名
	C 区 分 (係 長 級)	係長級又はこれに相当する職として、マネジメントに係る職務に一定程度継続して従事し、事業の企画、立案、事業実施の中核を担う等の経験を有している。	若干名
	D 区 分 (課長補佐)	課長級又はこれに相当する職として、マネジメントの係る職務に一定程度継続して従事し、計画や方針の企画立案、策定等の経験を有している。	若干名

- (注) 1 行政事務での区分で申し込みしていただいた場合、A～D の試験区分を選択していただきます。
2 A～D 区分では、隣接した職位での併願のみ可とします。(併願の可否については、下記の図参照)
3 各区分を併願し、複数の職位に最終合格された人は、最上位の採用候補者名簿に登載されます。
4 各区分を併願し、下位職位で不合格となった場合は、上位職位でも不合格となります。

	職員(A)	主任(B)	係長級(C)	課長補佐(D)
併願可の例	○	○	○	○
		○	○	○
		○	○	
			○	○
併願不可の例	○			○
	○	○		○

「職員 (A)」と「課長補佐 (D)」や、「職員 (A)」と「主任 (B)」と「課長補佐 (D)」など隣接しない職位での併願はできません。

2 受験資格

(1) 年齢

行政事務	昭和40年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人
社会福祉 心理 学校事務 土木 電気 機械 造園 建築 化学	昭和40年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人
薬剤師 保健師	昭和40年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人

(2) 職務経験・資格・免許(令和8年6月30日現在)

行政事務	A 区分 (職員)	次のいずれかの要件に該当する人 1 民間企業等における職務経験が直近7年中5年以上ある人 2 青年海外協力隊等としての海外における国際貢献活動経験が直近7年中継続して2年以上ある人
	B 区分 (主任)	民間企業等における職務経験が直近9年中7年以上ある人
	C 区分 (係長級)	民間企業等における職務経験が直近12年中10年以上ある人
	D 区分 (課長補佐)	民間企業等における職務経験が直近19年中17年以上ある人

※対象期間は、満22歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の期間

社会福祉	次の1及び2の要件を全て満たす人 1 次のいずれかに該当する人 (1) 社会福祉施設等(注1)における相談業務等(注2)の職務経験が直近7年中5年以上ある人 (2) 青年海外協力隊等としての海外の社会福祉施設等における相談等の国際貢献活動経験が直近7年中継続して2年以上ある人 2 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を登録している人
心理	次の1及び2の要件を全て満たす人 1 次のいずれかに該当する人 (1) 心理判定員の任用資格を取得した後、福祉・司法・教育・医療施設(注3)における心理判定等(注4)の職務経験が直近7年中5年以上ある人 (2) 青年海外協力隊等としての海外の福祉・司法・教育・医療施設における心理判定等の国際貢献活動経験が直近7年中継続して2年以上ある人 2 臨床心理士又は公認心理師の資格を登録している人
学校事務	次のいずれかの要件に該当する人 1 民間企業等における職務経験が直近7年中5年以上ある人 2 青年海外協力隊等としての海外における国際貢献活動経験が直近7年中継続して2年以上ある人
土木 電気 機械 造園 建築 化学	次のいずれかの要件に該当する人 1 民間企業等における各試験区分の主な職務概要(「1 試験区分・職務概要・採用予定人員」参照)に関連した職務経験(設計、施工監理等)が直近7年中5年以上ある人 2 青年海外協力隊等としての各試験区分の主な職務概要に関連した海外における国際貢献活動経験が直近7年中継続して2年以上ある人

薬 剤 師	次の 1 及び 2 の要件を全て満たす人 1 次のいずれかに該当する人 (1) 薬剤師区分の主な職務概要(「1 試験区分・職務概要・採用予定人員」参照)に関連した薬剤師としての職務経験が直近 7 年中 5 年以上ある人 (2) 青年海外協力隊等としての海外の病院等における薬剤師としての業務等の国際貢献活動経験が直近 7 年中継続して 2 年以上ある人 2 薬剤師免許を有する人
保 健 師	次の 1 及び 2 の要件を全て満たす人 1 次のいずれかに該当する人 (1) 医療機関、社会福祉施設(注 5)、民間企業、自治体等における保健師、看護師又は助産師としての職務経験が直近 7 年中 5 年以上ある人 (2) 青年海外協力隊等としての海外の民間企業、病院等における保健師、看護師又は助産師としての国際貢献活動経験が直近 7 年中継続して 2 年以上ある人 2 保健師免許を有する人

(注) 1 児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者支援施設、精神保健福祉施設、児童相談所、福祉事務所、医療機関等

2 ケアマネージャー、ソーシャルワーカー、生活相談員、支援相談員等

3 福祉・・・児童相談所、児童福祉施設等

司法・・・家庭裁判所、少年鑑別所、少年院等

教育・・・学校、教育委員会等

医療・・・総合病院精神科、小児科、精神科クリニック等

4 臨床心理アセスメント、心理面接・心理療法及びコンサルテーション等

5 児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者支援施設、精神保健福祉施設等

※試験区分ごとの受験資格にかかわらず、地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する人(民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)は受験できません。

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第 16 条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎「職務経験について」

1 「職務経験」には、会社員や公務員等として週当たり 30 時間程度の勤務を原則 1 年以上継続したものが該当し、これらの職務経験期間が受験資格を満たすことを要します。正規・非正規などの雇用形態は問いません。

【各試験区分の対象期間】

行政事務 A 区分及びその他区分	令和元年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで
行政事務 B 区分	平成 29 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで
行政事務 C 区分	平成 26 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで
行政事務 D 区分	平成 19 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで

2 指定された対象期間以前から、1 年以上継続して勤務している場合は、指定された期間以降の経歴に限り、職務経験に通算することができます。

(例:【行政事務 A】令和元年 6 月 30 日以前から 1 年以上継続して勤務している場合は、令和元年 7 月 1 日以降の経歴に限り、職務経験に通算可能。)

3 休業期間(1 箇月以上継続して、疾病、育児、介護、その他の事情により就労していない状態にある期間(※))は職務経験期間に含みません。

ただし、育児休業や介護休業による休業期間は、休業後に引続き同一企業等に復職した場合に限り、職務経験期間に含めることができます。

(※)労働基準法第 65 条に基づく産前産後の休業は職務経験期間に含めることができます。

4 職務経験が複数ある場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限りです。

5 最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。職歴証明書には、法人名、代表者名、社判、就業期間、週当たりの勤務時間、職務内容等の記載が必要となります。

◎「国際貢献活動経験について」

- 1 「国際貢献活動経験」には、直近 7 年(令和元年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで)中継続して 2 年以上活動していることを要します。(行政事務 B～D 区分については、職務経験に含めることができます。)複数の「国際貢献活動経験」を通算することはできません。
- 2 国際貢献活動経験には、JICA(独立行政法人国際協力機構)が実施する青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアのほか、非営利団体を通じ、海外での国際貢献活動に従事した経験を含みます。
- 3 同一期間内に複数の国際貢献活動に従事した場合は、いずれか一方のみの国際貢献活動経験に限ります。
- 4 最終合格発表後、国際貢献活動経験期間の確認のため、活動証明書を提出していただきます。活動証明書には、団体名、代表者名、団体印、活動期間、活動内容等の記載が必要となります。

3 試験科目・内容・配点

(1) 第 1 次試験

試験科目	試験区分	内容	配点
教 養 試 験	社 会 福 祉 心 理 以 外	程度:大学卒程度 方法:択一式 40 問/120 分 分野:時事、社会、人文(哲学、文学、芸術、国語の出題はありません。)に関する一般知識を問う問題 文章理解(古文の出題はありません。)、判断推理、数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題	【行政事務・学校事務】 120 点 【上記以外】 180 点
面 談 試 験	行 政 事 務 学 校 事 務	方法:2 対 1/30 分 人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。	180 点
グループワーク	社 会 福 祉 心	方法:60 分 行政課題や時事問題をテーマに複数人でグループワークを行い、協調性、論理性、コミュニケーション能力などを評価します。	300 点

(2) 第 2 次試験

試験科目	試験区分	内容	配点
経 験 小 論 文	全 区 分	職務経験に関する課題についての小論文試験を行い、職務経験、貢献意欲、問題意識、論理性、表現力などを評価します。 方法:1,000 字以上、1,200 字以内/80 分	【行政事務・学校事務・社会福祉・心理】 100 点 【上記以外】 120 点
個別面接試験		方法:3 対 1/30 分 人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。	【行政事務・学校事務・社会福祉・心理】 600 点 【上記以外】 700 点

(3) 第 3 次試験

試験科目	試験区分	内容	配点
個別面接試験	行 政 事 務 (B～D 区分のみ)	方法:3 対 1/30 分 職位に応じた企画力やマネジメント力、調整力などを評価します。	600 点

4 試験日程・会場 ※日程は予定のため、変更する可能性があります。

(指定された試験日時・会場等の変更は受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。)

(1) 第1次試験

試験区分	日付	時間	会場(予定)
グループワーク・経験小論文			
社会福祉 心理	10月17日(土)	集合時刻 午前 9時30分 解散時刻 午後 0時50分頃	会場は受験票で指定します。
教養試験・経験小論文			
社会福祉 心理以外	10月18日(日)	集合時刻 午前 9時30分 解散時刻 午後 2時15分頃	会場は受験票で指定します。
面談試験			
行政事務 学校事務	11月8日(日)	集合時間等の詳細はホームページ 「川崎市職員採用案内」に掲載します。	川崎市役所本庁舎又は南庁舎

※経験小論文試験は第2次試験科目ですが、第1次試験筆記試験実施日に同会場で実施します。採点は、第1次試験合格者のみ行います。

(2) 第2次試験

試験区分	日付	時間	会場(予定)
個別面接試験			
全区分	11月28日(土) 11月29日(日) のうち指定する1日	集合時間等の詳細はホームページ 「川崎市職員採用案内」に掲載します。	川崎市役所本庁舎又は南庁舎

(3) 第3次試験

試験区分	日付	時間	会場(予定)
個別面接試験			
行政事務 (B区分～D区分)	1月9日(土) 1月10日(日) のうち指定する1日	集合時間等の詳細はホームページ 「川崎市職員採用案内」に掲載します。	川崎市役所本庁舎又は南庁舎

(注)

- 試験会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 試験会場への問合せ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
- 合格等発表は、合格等発表日にホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者等の受験番号を掲載します。また、最終合格者には、併せて、文書で通知を発送します。
- 第1次試験の合格者は、各試験科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次試験、第2次試験、第3次試験(行政事務(B区分～D区分のみ))の結果を総合して決定します。第1次試験、第2次試験、第3次試験ともに、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 行政事務・学校事務の面談試験の対象者及び、その他の区分の第1次試験合格者には、「面接(面談)カード」4部(うち、3部は原本をコピーしたものを)を提出していただきます(行政事務・学校事務は面談試験当日に持参、行政事務・学校事務以外は11月12日(木)(消印有効)までに郵送)。「面接(面談)カード」の様式は、ホームページ「職員採用案内」に掲載いたします。また、「面接(面談)カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)4枚が必要となります。
- 社会福祉、心理、薬剤師、保健師の第1次試験合格者には、資格・免許取得に関する書類(資格証明書・免許証の写し等)を提出していただきます。また、社会福祉、心理は、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪に関する確認書も併せて提出していただきます。提出書類の詳細はホームページ「川崎市職員採用案内」でお知らせします。
- 行政事務(B～D区分)の面談試験対象者は、「面接(面談)カード」の他に、「職務経歴書」、「面接カード(第3次試験)」を面談試験当日に持参していただきます。「職務経歴書」、「面接カード(第3次試験)」の様式は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載いたします。

5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する採用候補者名簿(薬剤師、保健師の場合は選考合格者名簿)に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 名簿に登載された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として令和9年4月1日に採用されます。なお、場合によっては、令和9年4月より前に採用されることもあります。
- (3) 役職者採用を受験した方で行政事務のA～D区分を併願し、複数の職位に最終合格された人は、最上位の採用候補者名簿に登載されます。
- (4) 受験資格がないこと(職務経験の証明ができない場合を含む)、「申込内容」、「面接(面談)カード」及び「職歴証明書・活動証明書」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用候補者名簿(選考合格者名簿)から削除します。
- (5) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。
- (6) 配属先によっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となり、特定性犯罪の前科の有無が確認できない場合は採用されない場合があります。また、特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、業務範囲の限定等の措置を講じる必要があるため、本試験の選考過程及び最終合格の決定から採用までの間に、特定性犯罪の前科の有無を書面等で確認する場合があります。

6 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・経験に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。).

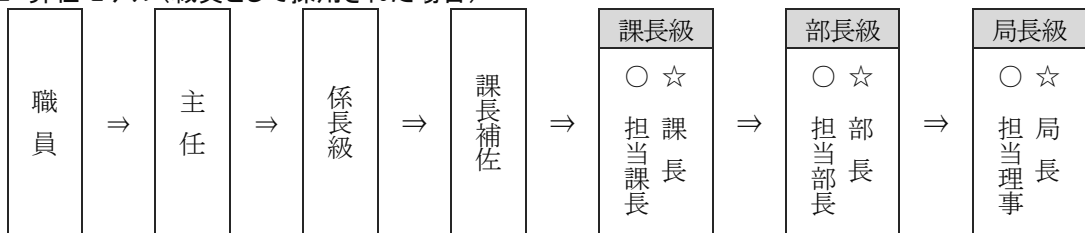
◎外国籍職員の任用について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務かつ「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていくことになっています。なお、これらの職務又は職に関わる職員は、全体のおおむね8割に当たります。

参考1 職務の概要(代表例)

試験区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興、水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定
社会福祉	福祉施設入所者等の専門的相談・指導 医療相談	児童福祉施設の入所措置 児童虐待等の調査
心理	障害児(者)の専門的相談・指導・助言	
土木	道路工事の実施計画、設計、監督 道路の維持補修工事の実施、設計等	開発行為の監視、規制
電気	水処理施設の設備の運転操作、調整 各種施設の電気設備の維持管理	公害の発生の監視、規制
機械	市有建築物の維持保全	廃棄物処理施設の許可
造園	公園、緑地等の維持管理 公共施設の緑化	都市計画事業の決定
建築	市営住宅建設工事の設計、監督 公共施設建設工事の設計、監督	建築制限の許可
化学	水道水の水質管理 検査、調査研究	産業廃棄物等の監視、規制
薬剤師	市立病院の調剤 検査、調査研究	薬局、医薬品販売業者の監視

参考2 昇任モデル(職員として採用された場合)



※ ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

7 給与等

(1) 給与(初任給)

初任給は、民間企業等における職務経験年数、職務内容及び学歴に応じ、一定の基準に基づいて決定されるため、金額が異なる場合がありますが、初任給の例は次のとおりです。ただし、条例等の改正により変更されることがあります。なお、初任給の上限については、職務経験が 17 年以上であっても、各試験区分の「職務経験が 17 年の場合」の金額となります。

※職員が 60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以降、職員の給料月額 は 7 割水準となります。

(60 歳以上で採用された場合の初任給についても、上記の 7 割水準となります。)

《大学卒程度》行政事務(A 区分)・社会福祉・心理・学校事務・土木・電気・機械・造園・建築・化学

《資格免許職》薬剤師(4 大学卒)

職務経験年数	初任給 (地域手当を含む額) ※令和 8 年 4 月 1 日現在
大学卒業/資格免許取得後、民間企業等における職務経験が 7 年の場合	315,800 円程度
大学卒業/資格免許取得後、民間企業等における職務経験が 12 年の場合	341,000 円程度
大学卒業/資格免許取得後、民間企業等における職務経験が 17 年の場合	359,900 円程度

《資格免許職》薬剤師(6 大学卒)

職務経験年数	初任給 (地域手当を含む額) ※令和 8 年 4 月 1 日現在
資格免許取得後、民間企業等における職務経験が 7 年の場合	329,500 円程度
資格免許取得後、民間企業等における職務経験が 12 年の場合	353,800 円程度
資格免許取得後、民間企業等における職務経験が 17 年の場合	372,200 円程度

《資格免許職》保健師(大学卒、保健師養成所卒)

職務経験年数	初任給 (地域手当を含む額) ※令和 8 年 4 月 1 日現在
資格免許取得後、民間企業等における職務経験が 7 年の場合	326,000 円程度
資格免許取得後、民間企業等における職務経験が 12 年の場合	350,600 円程度
資格免許取得後、民間企業等における職務経験が 17 年の場合	369,100 円程度

《役職者採用》行政事務(B～D 区分)

役職	職務経験年数等	初任給 (地域手当を含む額) ※令和 8 年 4 月 1 日現在
主任	大学卒業後、民間企業等における職務経験が 14 年(想定年齢 36 歳)の場合	370,100 円程度
係長級	大学卒業後、民間企業等における職務経験が 23 年(想定年齢 45 歳)の場合	397,700 円程度
課長補佐	大学卒業後、民間企業等における職務経験が 28 年(想定年齢 50 歳)の場合	457,200 円程度

(注) 上記の他に、期末・勤勉手当(4.65 月分。主任以上には職務段階別加算あり)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1 箇月当たり最高 150,000 円)、扶養手当、住居手当(1 箇月あたり最高 25,200 円)等の諸手当が支給されます。

(2) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(休憩時間 1 時間を含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

(3) 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)

※配属先によって異なる場合があります。

(4) 休暇等

年次有給休暇(年間 20 日間)のほか、夏季(5 日間)・結婚・出産・育児・忌引・子の看護等・職員の育児参加・短期介護・不妊治療などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

(5) 受動喫煙防止措置

原則として敷地内禁煙としています。

※上記の内容は、令和 8 年 4 月 1 日現在のものであり、変更される場合があります。

8 申込方法等(電子申請【インターネット】のみ受付)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「試験・選考情報」→「試験・選考案内」→「川崎市職員(大学卒程度)採用試験(民間企業等職務経験者)」→「令和8年度申込方法(大学卒程度等―民間企業等職務経験者【秋試験】―)」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

※受験に際して市が収集する個人情報、採用試験及び採用手続きにのみ使用します。

申込受付期間	7月15日(水) 午前9時 ~ 8月17日(月) 午後5時 (受信有効) ※申込締切日はアクセスが集中し、サイトに繋がらない等の現象が起こることがあります。また、使用するパソコンや通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限に余裕を持ってお申込ください。
申 込 手 順	(1)「オンライン手続きかわさき(電子申請)利用者登録」を行う(登録済みの方は(2)へ) オンライン手続きかわさき(電子申請)の利用者登録の手順は、川崎市ホームページ(トップページ→「くらし・総合」→「くらしの手続き」→「インターネットや郵送での手続き」→「オンライン手続きかわさき(電子申請)」)に掲載している「ご利用ガイド」を御確認ください。 【重要①】 利用者登録の際に取得した「利用者ID(メールアドレス)」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。 【重要②】 利用者登録の際には「kawasaki-sinsei@dx.city.kawasaki.jp」からメールを送信します。迷惑メール対策の設定を行っている場合は、メールが届かない場合がありますので、「@dx.city.kawasaki.jp」ドメインからのメールが受信できるように設定してください。 (2)電子申請により申込を行う 利用者登録完了後、ホームページ「令和8年度試験案内(大学卒程度―民間企業等職務経験者【秋試験】―)」より、採用試験の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページ「令和8年度申込方法(大学卒程度―民間企業等職務経験者【秋試験】―)」を御確認ください。 ⇒申込が完了すると、利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申込を受け付けた旨メールが送信されますので確認してください。なお、申込後、1時間経過してもメールが届かない場合は、一度迷惑メールの設定等を御確認の上、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。 ⇒一度申込をした後に、修正や取り消しをする際は、川崎市人事委員会事務局任用課まで御連絡ください。 (3)申込内容の審査 川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。 ※申込内容確認のため、電話連絡することがあります。連絡が取れない場合、申込を受け付けできない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力、誤りのないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。 ※申請内容の不備等により差戻した申請について、申込締切後5日間を経過しても申請内容を修正のうえ再申請がなされない場合は、その後の手続きを行えないため、原則として受験できません。 (4)審査結果の通知 審査が終了すると、利用者登録の際に登録したメールアドレスに審査済みのメールが送信されます。また、オンライン手続きかわさき(e-KAWASAKI)マイページ内の利用者メニューからも御確認いただけます。なお、申込日から3日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。)を過ぎても審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。
申込整理票と受験票の印刷	10月5日(月)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、オンライン手続きかわさき(e-KAWASAKI)マイページ内利用者メニューに送信しますので、ダウンロードして、それぞれ両面印刷(A4サイズ)してください。 「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名と試験区分を記入)の貼り付けと署名をし、第1次試験当日に「申込整理票」と「受験票」を必ず持参してください。

◎ 身体障害等により受験上の配慮を希望する人へ

次のことを希望する人は、必ず申込時に、川崎市人事委員会事務局任用課まで電話等で御連絡ください。

- (1) 行政事務の申込者で身体障害者手帳を持っている人は、希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、申込後に電話等にて人事委員会事務局任用課まで御連絡ください。
- (2) 点字による受験を希望する人は、試験時間の延長などの配慮をします。試験会場等の詳細については、申込整理票の送信時に御連絡します。
- (3) 車椅子を使用する人は、試験会場を1階にするなどの配慮をします。
- (4) その他身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に相談してください。

◎ 申込や経歴等に関するQ&A

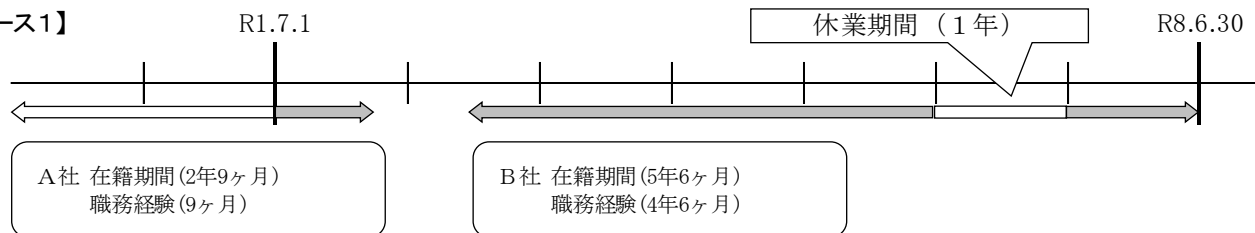
Q1 勤務先に受験することを知られたくないのですが、大丈夫ですか。

A1 採用試験において、川崎市人事委員会が勤務先に照会をしたり、勤務先からの問合せに対して申込の有無等について答えたりすることはありません。

Q2 「直近7年中5年以上の職務経歴」とは、どのような場合が該当しますか。

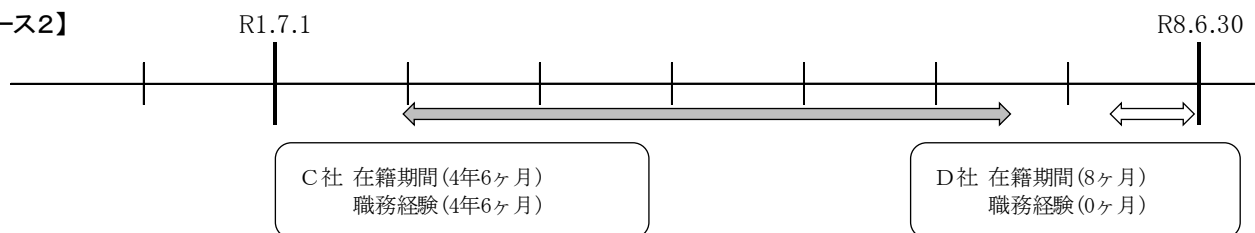
A2 認められるケース、認められないケースの例は、次のとおりです。

【ケース1】



A社は在職期間が1年以上なので、令和元年7月1日以降の期間のみ職務経歴に通算できます。B社は休業期間を除いた期間を職務経歴に通算できます。A社とB社の職務経歴の合計が5年以上のため、**受験資格あり**となります。

【ケース2】

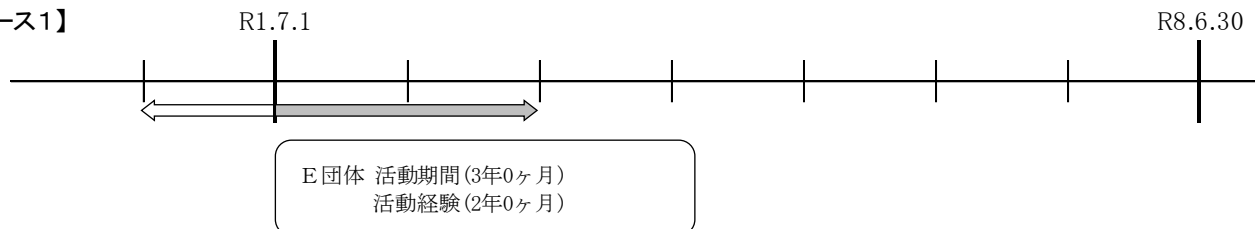


D社の在籍期間が1年未満のため、在職中であっても職務経歴への通算はできません。職務経歴が5年未満となるため、**受験資格なし**となります。

Q3 国際貢献活動経歴について、「直近7年中継続して2年以上の活動」とは、どのような場合が該当しますか。

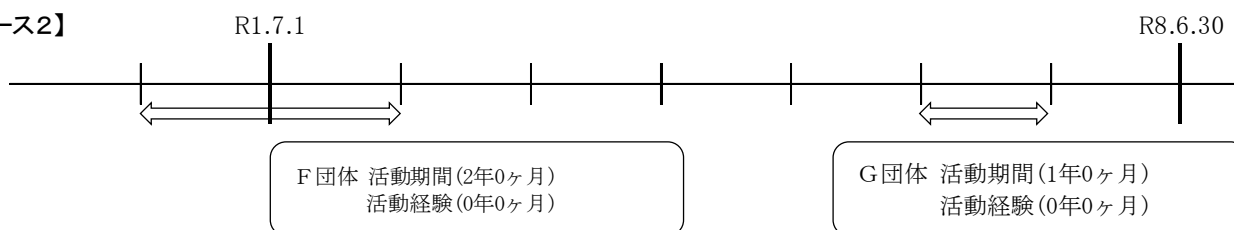
A3 認められるケース、認められないケースの例は、次のとおりです。

【ケース1】



E団体での令和元年7月1日以降の継続した活動経歴が2年以上のため、**受験資格あり**となります。

【ケース2】

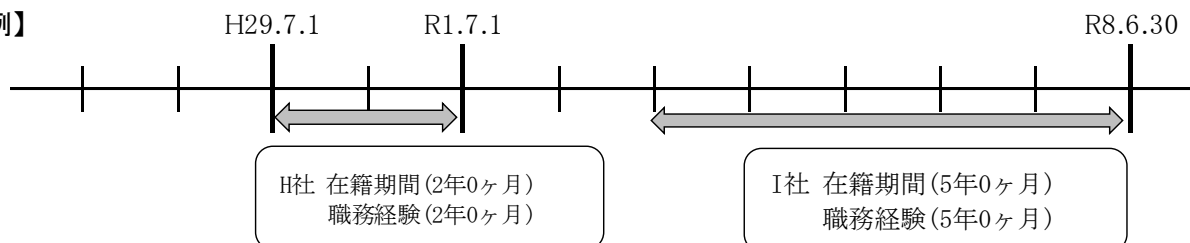


F団体では、活動期間が2年ありますが、令和元年7月1日以降の活動期間が2年未満であり、G団体でも活動期間が2年未満のため、**受験資格なし**となります。

Q4 行政事務(B～D)区分において、A区分を満たすための職務経歴は通算されますか。

A4 通算されます。例えばB区分では、下記のようにH社で2年、I社で5年在籍しているため、直近9年中7年の職務経歴を満たし、**受験資格あり**となります。

【例】



Q5 行政事務以外の区分では、どのように職務経験を確認するのですか。

A5 最終合格者は、職務内容や職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。提出された職歴証明書と、各試験区分の主な職務概要等が一致しているかを確認します。なお、職歴証明書において受験資格がないことが判明した場合は、採用されません。

Q6 以前の勤務先が倒産してしまい職歴証明書が提出できないのですが、どうすればよいですか。

A6 行政事務区分の場合は、雇用保険受給資格者証など、職務経験期間が証明できる書類を提出してください。行政事務以外の区分の場合は、それに加えて、職務内容が証明できる書類の提出が必要です。

9 個人別成績情報の提供

この試験で不合格となった方のうち、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限ります(電話等は不可)。

対象者(本人に限る)	提供内容	手順
第1次試験 不合格者	第1次試験の総合順位及び総合得点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(受信有効)に、下記手順により申出を行ってください。 ① 最終合格発表日にオンライン手続きかわさきで公開される、「個人別成績情報の開示請求(民間企業等職務経験者採用試験【秋試験】)」により申出を行ってください。 ※詳細は最終合格発表のホームページにてご案内いたします。 ② 対象者には、令和9年2月下旬以降に個人別成績結果票をオンライン手続きかわさき(e-KAWASAKI)マイページ内利用者メニューに送信します ※総合順位は、欠席者を除いた順位で記載しています。
第2次試験 不合格者	第2次試験の総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次試験の合算)	
第3次試験 不合格者	第3次試験の総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次及び第3次試験の合算)	

◎ 前年度(令和7年度【秋試験】)実施結果(参考)

試験区分	採用予定 (名程度)	申込者数 (人)	第1次試験 受験者数(人)	面談試験 対象者数(人)	第1次試験 合格者数(人)	第2次試験 受験者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
行政事務	15	445	266	78	48	48	14	19.0
社会福祉	10	28	21	—	17	15	9	2.3
心 理	若干名	1	1	—	1	1	1	1.0
学校事務	若干名	48	34	11	8	7	1	34.0
土 木	10	13	9	—	6	6	5	1.8
電 気	5	9	4	—	3	2	1	4.0
機 械	若干名	8	6	—	4	4	3	2.0
建 築	若干名	7	7	—	6	5	1	7.0
薬 剤 師	若干名	5	4	—	4	4	1	4.0
保 健 師	10	14	14	—	13	13	9	1.6

※ハラスメントの相談窓口について

面接やインターンシップ等、求職活動をされる中で、職員からセクシュアルハラスメント等と思われる言動がありましたら、以下の相談窓口へ御相談ください。

(ハラスメント相談窓口)

○電話 044-200-2149 月曜日～金曜日 8:30～12:00 及び 13:00～17:15

○メール 17sp-soudan@city.kawasaki.jp

相談者のプライバシーを十分尊重した体制を取っておりますので、安心して御利用ください。また、相談を申し出たこと等による、採用試験・選考における不利益な取り扱いは一切ありません。嫌がらせや不利益な取り扱いを受けたときはいつでも対応いたしますので、上記相談窓口へ御連絡ください。

《問合せ先》 川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル8階
電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

川崎市では、この民間企業等職務経験者採用試験で、このような人材を求めています。

☆ 民間企業等で培われた経験や専門知識を川崎市で生かそうという意欲のある人

☆ 広い視野と柔軟な発想力を持ち、川崎市職員として直ちに活躍できる人